

## 入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 改正要旨

### 1 条例改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例に規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る経費の公費負担の限度額を改正するものです。

### 2 条例改正の内容

選挙運動用自動車の使用等の公営制度の限度額を公職選挙法施行令の改正に準じて引き上げます（第4条、第9条、第10条、第13条）。

項目	改正後単価	改正前単価
1 自動車使用		
一般運送契約以外の契約		
①自動車借入契約（レンタカー契約）	16,100円/日	15,800円/日
②燃料供給の契約	7,700円×選挙運動日数	7,560円×選挙運動日数
2 ビラ作成	7円73銭/枚	7円51銭/枚
3 ポスター作成	単価541円31銭 企画費316,250円	単価525円6銭 企画費310,500円

※ポスター1枚当たりの作成単価＝（単価×掲示場数＋企画費）÷掲示場数

※ポスター掲示場数（令和4年7月現在）…230カ所

### 3 施行日

公布の日